#### 生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策(抜粋)

平成19年12月17日 「生活安心プロジェクト」 に関する関係閣僚会合

#### 2 5つの分野

- (1)「食べる」 ~ホンモノのある食生活
  - ①食品表示を適正化する

#### (国民の声)

食品表示の偽装事件が多く安心できません。食品の表示について消費者がもっと安心できるようにして下さい。行政は、監視指導体制を厳しくしてほしいと思います。

抜き打ちで製造現場や仕入先など検査したり、通報を真摯にとりあげ調査したり してほしい。

(官邸ホームページへの意見、農林水産省「食品表示地域フォーラム」、「生活安心」意見募集より)

- ア. 消費者の加工食品の表示に対する信頼向上を図るため、原料供給者についてもJAS法上の表示を義務付けるよう品質表示基準(告示)を改正する。(平成19年度中)(農林水産省)
- イ. 不正表示の監視取締体制強化のため、農林水産省に「食品表示特別Gメン」(広域、 重大案件に対して機動的に調査を実施する専門チーム)を新設する。(20 年度)(農 林水産省)
- ウ. 不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の 出先機関との間で、「食品表示監視協議会(仮称)」を設置すること等により、不適 正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、 意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとるとともに、 こうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁の間で「食品表示連絡会議(仮称)」 を設置し、関連情報の共有を進める。(20年度)(公正取引委員会、警察庁、厚生労 働省、農林水産省)
- エ. 賞味期限など食品の期限表示の意味について消費者が正確に理解できるよう,関係省が連携し,消費者の視点に立った分かりやすいパンフレットを早急に作成し,情報提供活動を強化する。(19 年度中)(厚生労働省,農林水産省)

#### 行政による監視・指導の強化

JAS制度の見直し・・・業者間取引についてもJAS法を適用することとし、事業者に周知した上で4月1日から実施。 農林水産省の監視体制の再構築・・・食品表示の総合的な相談窓口としての機能の拡充(8月~)、

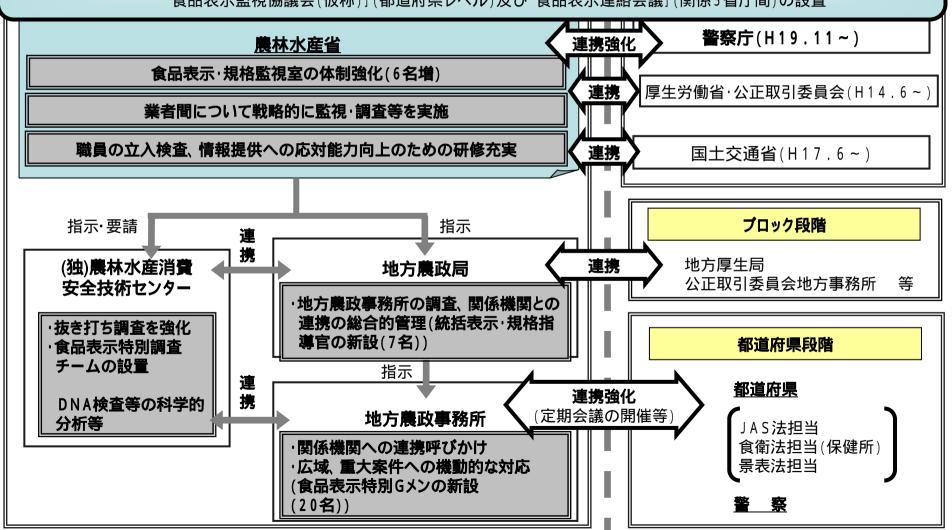
食品表示特別Gメン(表示・規格特別調査官)の新設(20名)、

地方農政局の機能強化(統括表示・規格指導官の新設(7名))、

農林水産省監視室の体制強化(6名増)

関係省庁との連携の強化・・・警察庁と連携協定の締結(11月)、現場レベルでの定期連絡会議の実施(8月~)

「食品表示監視協議会(仮称)」(都道府県レベル)及び「食品表示連絡会議」(関係5省庁間)の設置



#### 食品表示連絡会議の設置について

平 成 2 0 年 2 月 1 5 日 関 係 省 庁 申 合 せ

- 1 不適正な食品表示に関して、問題のある事業者に対する、食品表示に関連する 法律に基づく処分等必要な対応が、迅速かつ円滑に実施されるよう、食品表示連 絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。
- 2 連絡会議の構成は、別紙1のとおりとする。ただし、連絡会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 3 連絡会議においては、以下の事項について協議することとする。
  - (1) 不適正な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県等と国の出先機関との間で設置する「食品表示監視協議会」の効果的な運営
  - (2) 食品表示に関する国民からの情報提供、意見等に対する関係省庁間の連絡体制の整備
  - (3) その他食品表示の適正化を推進するために必要な事項
- 4 連絡会議の運営の円滑を図るため、連絡会議に幹事会を設置することとし、その構成員は、関係行政機関の職員で連絡会議の指名する官職にある者とする。
- 5 連絡会議は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の 出席を求めることができる。
- 6 連絡会議の庶務は、別紙2の関係課の職員が共同して処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、 連絡会議が定める。

#### 食品表示連絡会議構成員

構成員 内閣府国民生活局長 公正取引委員会経済取引局取引部長 警察庁生活安全局長 厚生労働省医薬食品局食品安全部長 農林水産省消費・安全局長

#### 食品表示連絡会議関係課

内閣府国民生活局消費者企画課 公正取引委員会経済取引局取引部消費者取引課 警察庁生活安全局生活環境課 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 農林水産省消費・安全局表示・規格課 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

#### 食品表示連絡会議幹事

内閣府国民生活局消費者企画課長 公正取引委員会経済取引局取引部消費者取引課長 警察庁生活安全局生活環境課長 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長 農林水産省消費・安全局表示・規格課長

# Envillet?

一まずは正し《理解するでとが大切です!!一



賞味期限又は消費期限

おいしく 食べることが できる期限です! (best-before)

この期限を過ぎても、すぐ食べられない ということではありません。

【<mark>どんな食品?】</mark> スナック菓子、カップめん、缶詰など

(定義)

定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

期限を過ぎたら 食べない方が 良いんです! (use-by date)

【どんな食品?】 弁当、サンドイッチ、惣菜など

(定義)

定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるお それがないと認められる期限を示す年月日をいう。

#### のどちらかの期限が表示されています!

■ふたや包装を開けてしまったら?

一度開封した食品は、表示されている期限にかかわらず、早めに 食べるようにしましょう。 期限の設定は誰がどのようにして行っているの? 個別の食品ごとに期限は決まっているのかな?





食品の情報を把握している製造業者等が科学的、 合理的根拠をもって適正に設定しています。 (原材料、商品の殺菌、包装の仕方等で食品の保存できる 期間は大幅に変わるからです。)

厚生労働省と農林水産省は「食品期限表示の設 定のためのガイドライン」を作成しています。

#### ○ガイドラインの内容は?

製造業者等は期限設定の設定根拠に関する資料等を整備・保管し、消費者等から求められたときは情報 提供すること、設定された期限に1未満の係数(安全係数)をかけて設定することが基本であることなど が書かれています。

期限表示ガイドライン

検索

#### 【トピックス】どうして製造年月日を表示していないの?

- それは、 ① 国際規格との調和(包装食品の表示に関するコーデックスー般規格)
  - ② 保存技術の進歩により食品を見ただけではいつまで日持ちするかわからない
  - ③ 製造年月日表示が返品や廃棄を増大させている

という理由から、平成7年(1995年)に製造年月日表示から期限表示に変わりました。

## もったいない!

ゴミを減らそう

食品を無駄にせず、環境に配慮した食生活が大切です!

賞味期限が切れた食品がすぐに食べられなくなる訳ではありません。 廃棄による社会的なコストも考慮しながら、買い物や保存を行っていただくことは、 環境配慮の観点等からも望ましいことです。

期限表示の意味を正しく理解して、 これからも食品の無駄を減らしましょう!

平成 20 年

- ●農林水産省消費・安全局表示・規格課
- ●厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html

http://www.mhlw.go.jp/

# 食品の期限表示について

平成20年3月 農林水産省・厚生労働省

#### 食品表示に関する諸制度

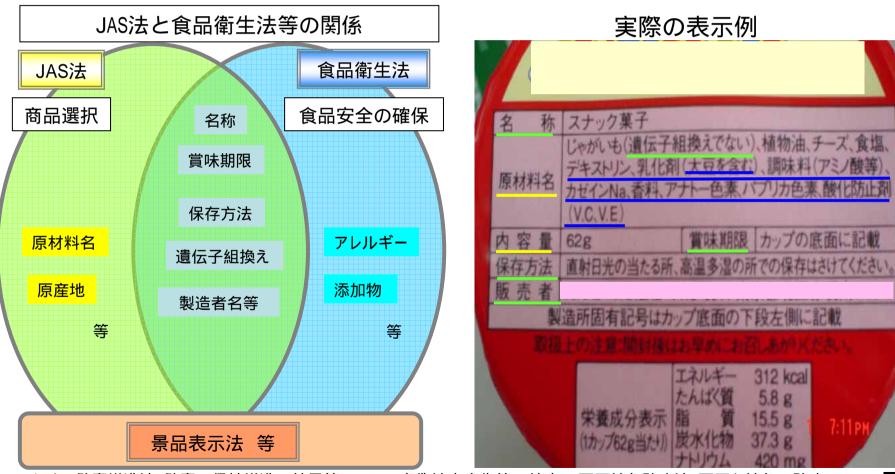
食品表示に関する主な法律には、次のようなものがある。

食品衛生法・・・・・・ 飲食による衛生上の危害発生を防止すること

JAS法····· 原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること

景品表示法・・・・・ 虚偽、誇大な表示を禁止すること

消費者にわかりやす〈する観点から、基本的には主な表示項目を一括して枠内に表示 、することが義務付けられている。



このほか、健康増進法(健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等の禁止)、不正競争防止法(不正な競争の防止)、 計量法(適正な計量の実施を確保)なども食品表示に関係します。

#### 海外における期限表示

国際規格(コーデックス)

包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (CODEX STAN1-1985(Rev. 1-1991))

4.7 日付表示及び保存方法

4.7.1 個別のコーデックス規格において別段の定めがない場合においては、以下の日付表示を適用しなければならない。

( ) 「賞味期限(Date of Minimum Durability (best before))」を表示しなければならない。

EU

原則、賞味期限

(腐敗しやすい食品は消費期限)

イギリス

同上

フランス

同上

米国 連邦レベルは義務付けなし

食品表示に関しては、TBT協定(WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」 )上、コーデックス規格が国際規格として認識されており、包装食品に横断的に適用される表示の一般規格として、定められている。

#### 期限表示

平成7年から製造年月日にかえて期限表示(賞味期限又は消費期限)が採用されています。期限表示に加え、製造年月日を任意で併記することは可能です。

# 加工食品には、「賞味期限」か「消費期限」のどちらか一方のみの表示が義務付けされています。

傷みやすい食品には、「消費期限」が表示されています。

#### 賞味期限

# 品 名:カレー 原材料名:牛肉、野菜(玉ねぎ、人参、セロリ、にんにく、しょうが)、ビーフ ブイヨン、ビーフエキス、食用油脂(牛脂、豚脂、大豆油、 バーム油)、でん粉、小麦粉、グレービーソース、赤ワイン、砂糖、 還元水あめ、玉ねぎエキス、食塩、カレー粉、バター、酵母 エキス、香辛料、リンゴ発酵物、デキストリン、カラメル色素、 調味料(アミノ酸等)、香料、(その他鶏肉由来原材料を含む) 殺菌方法:気密性容器に密封し、加圧加熱殺菌 内容量:210g 賞味期限:箱の底面に記載 保存方法:直射日光を避け、常温で保存してください。 販売者:

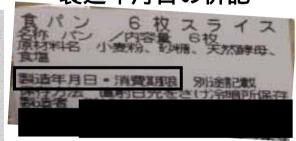
#### 消費期限

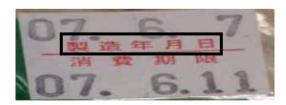
名称:調理パン 保存料・合成着色料は使用しておりません 原材料名:パン 茹卵 レタス チキン ベーコン入り卵サラダ 卵サラダ トマト ベーコン 玉葱照焼のたれ炒め チーズ 辛子入りドレッシング ケチャップ 黒胡椒入りドレッシング マヨネーズ 辛子マーガリン類 イーストフード V. C 調味料(アミノ酸等) p H調整剤 グリシン 香辛料 カラメル色素 カロチノイド色素 コチニール色素 香料 発色剤(亜硝酸Na)くん液 ミョウバン(原材料の一部に大豆 豚肉 りんご ゼラチンを含む)

||費期限||別途枠外に記載

製浩者:

#### 製造年月日の併記





(参考) JAS法、食品衛生法共通。平成15年に賞味期限と品質保持期限を「賞味期限」に統一。

#### 賞味期限と消費期限のそれぞれの意味

加工食品には、「賞味期限」か「消費期限」のどちらか一方**のみ**が表示されていますが、 それぞれの意味は以下のとおりです。

賞味期限

おいしく食べることができる期限です! (best before)

この期限を過ぎても、すぐ食べられないということではありません。

【どんな食品?】 スナック菓子、カップめん、缶詰など

#### (定義)

定められた方法により保存した場合において、<u>期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限</u>を示す年月日をいう。ただし、<u>当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持さ</u>れていることがあるものとする。

- 消費期限

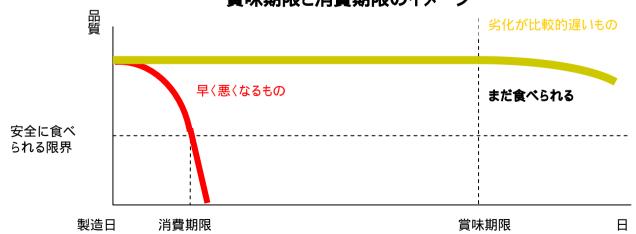
期限を過ぎたら食べない方が 良いんです! (use-by date)

> 【どんな食品?】 弁当、サンドイッチ、惣菜など

#### (定義)

定められた方法により保存した場合において、<u>腐敗、</u> 変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととな るおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

#### 賞味期限と消費期限のイメージ



#### 期限表示に変更した理由と経緯

- ・製造年月日表示が過度に厳しい日付管理による事業者の深夜・早朝操業や返品・廃棄等の 原因となっていた
- ・米国等の輸出国から国際規格である期限表示の採用を強く求められた
- ・食品の長期間保存技術が確立されてきたため、傷みやすい食品とそうでない食品について の適切な表示が求められていた(製造年月日表示では日持ちの程度が不明)

<del>/-</del>	□ 4. ツ ほ 小 BB な	曲井上は女仏田が
年	厚生労働省関係	農林水産省関係
昭和23年(1948年)	食品衛生法及び施行規則施行 ・飲用牛乳一部の品目に <u>製造年月日表示義務</u> 付け	
昭和25年(1950年)		J A S 法制定
昭和36年(1961年)		加工食品のJAS規格整備本格化 ・ JASマーク品に原則として <u>製造年月日を表示</u>
昭和45年(1970年)		JAS法改正、品質表示基準制度開始 ・政令で指定された物資(果実飲料等)に原則として 製造年月日等の表示を義務付け
昭和60年(1985年)	Codex規格で期限表示を導入(賞味期限が原則)	
平成 6 年(1994年)	9月 食品衛生調査会答申 ・劣化速度の速い食品(中略)、表示された期限 を過ぎた後は飲食に供することを避けるべきで あるとする趣旨により、「 <u>消費期限</u> 」を表示す ることが適当である。 ・劣化速度が比較的緩慢な食品について、「 <u>品質</u> 保持期限」表示。	・品質が急速に変化しやすく、製造後速やかに消費すべき食品には、「 <u>消費期限</u> 」を表示 ・その他の食品には、「 <u>賞味期限(品質保持期限)</u> 」
平成7年(1995年)	4月 省令施行	4月 告示施行
平成 9 年(1997年)	4月 本格施行	
平成13年(2001年)		4月 加工食品品質表示基準に基づき全ての加工食品 に期限表示(賞味期限又は消費期限)を義務付け
平成15年(2003年)	7月 品質保持期限を賞味期限に統一	
平成17年(2005年)	8月	本格施行

#### 期限表示の設定について

食品の情報を把握している製造業者等が科学的、合理的根拠をもって適正に設定しています。 厚生労働省と農林水産省は「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を作成しています。

#### 客観的な期限の設定について

期限の設定を適切に行うためには、食品等の特性、品質変化の要因や製造時の衛生管理の状態、原材料の衛生状態、保存状態等の当該食品に関する知見や情報を有している必要があることから、食品等事業者(表示義務者)が期限の設定を行うことになります。

このため、食品等事業者においては、客観的な期限の設定のために、微生物試験、理化学試験、官能試験等含め、これまで商品の開発・営業等により蓄積した経験や知識等を有効に活用することにより、<u>科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定することが必要になります。</u>

加工食品の表示に関する共通Q&A (第2集:期限表示について)抜粋

#### 食品期限表示の設定のためのガイドライン抜粋 (平成17年2月)

1 食品の特性に配慮した客観的な項目(指標)の 設定

理化学試験、微生物試験、官能検査等に基づき 期限を設定する必要がある。

- 2 **食品の特性に応じた「安全係数」の設定** 食品の特性に応じ、設定された期限に1未満の 係数(安全係数)をかけて期間を設定することが 基本である。
- 3 特性が類似している食品に関する期限の設定 食品の特性等を十分に考慮した上で、類似して いる食品の検査結果等を参考にして期限を設定す ることも可能である。

#### 4 情報提供

製造業者等は期限設定の設定根拠に関する資料 等を整備・保管し、消費者等から

求められたときは情報提供するよう努めるべきである。

#### 食品表示に関する各省連携1

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現するため、農林水産省と関係省庁は、共同の審議会の開催、一元的な相談窓口の設置、共通パンフレットの作成などの取組を進めている。

#### 食品の表示に関する共同会議の開催(平成14年12月~)

JAS法·食品衛生法に関する表示項目、表示方法等の検討を両省共同で行う審議会 消費者、事業者、学識経験者等14名の委員から構成

#### 一元的な相談窓口の設置(平成14年12月~)

JAS法・食品衛生法で規定された表示に関する消費者、事業者からの相談、問合わせを一元的に受け付ける相談窓口を設置

#### 共通パンフレット等による普及活動(平成15年3月~毎年改訂)

公正取引委員会、厚生労働省及び農林水産省が合同でパンフレットを作成・普及

#### 食品表示連絡会議(平成20年2月~)

内閣府、公正取引委員会、警察庁、厚生労働省及び農林水産省が不適切な食品表示に関する監視を強化するために設置

#### 食品表示監視協議会(平成20年4月予定)

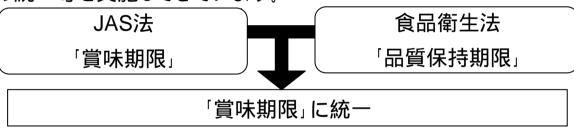
国の出先機関と関係する都道府県の機関との連携強化

#### 食品表示に関する各省連携2

厚生労働省と農林水産省は、共同で表示に関する審議会を設置するとともに、 食品の表示に関する一元的な相談窓口(ワン・ストップ・サービス)を開設し、 相談を受け付けています。

食品の表示に関する共同会議の開催(平成14年12月~)

- ・食品衛生法・JAS法に関する表示項目、表示方法等の検討を両省共同で行う審議会
- ・期限表示の統一等を実施してきています。



#### 一元的な相談窓口

開催日	電話番号	名 称
毎週月曜日	TEL:03-3403-4127	社団法人日本食品衛生協会 食品安全情報相談室
毎週火曜日	TEL:052-232-2029	独立行政法人農林水産消費安全技術センター 名古屋センター消費安全情報課
毎週水曜日	TEL:048-600-2366	独立行政法人農林水産消費安全技術センター 本部交流技術課
毎週木曜日	TEL:092-651-5505	社団法人福岡市食品衛生協会
	TEL:078-331-7663	独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター消費安全情報課
毎週金曜日	T E L : 0 6 - 6 2 2 7 - 6 2 2 2	社団法人大阪食品衛生協会 消費安全情報相談室

#### (参考) 期限表示に関する理解の促進について

平成19年12月17日の関係閣僚会合において、緊急に講ずる具体的な施策として、「賞味期限など食品の期限表示の意味について消費者が正確に理解できるよう、関係省が連携し、消費者の視点に立った分かりやすいパンフレットを早急に作成し、情報提供活動を強化します。(19年度中)(厚生労働省、農林水産省)」とされたことを受け、農林水産省と厚生労働省が連携してパンフレットを作成し、小売店、消費者団体等へ配布しています。





### コーデックス委員会とは

- 国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)に よって1962年に設立された国際的な政府間機関。
- 参加国:175力国 + 1加盟機関(EC) (2007年11月現在)
- 消費者の健康の保護、公正な食品貿易の確保。= 食品安全 = 品質、表示
- 国際食品規格(コーデックス規格)を作成